

令和 5 年 4 月 1 日

給水装置工事関係書類の一部押印廃止について

廿日市事務所に提出される給水装置工事関係書類の一部について、令和 5 年 4 月 1 日から押印を廃止しました。

支管分岐承諾、土地使用承諾、所有者変更届、情報提供申込書等、個人の重要な権利・財産に係るものについては、今まで通り押印が必要です。

押印廃止書類

- ・ 給水装置工事承認申請書 No.1
- ・ 給水装置工事承認申請書 No.2
- ・ 給水装置工事承認申請書 No.3
- ・ 給水装置工事設計変更承認申請書 No.1
- ・ 給水装置工事設計変更承認申請書 No.2
- ・ 給水装置工事申込取消届
- ・ 給水装置工事承認申請書（臨時用）
- ・ 臨時用水使用届（別紙 1）
- ・ 臨時用水撤去届（別紙 2）
- ・ 直結給水協議申請書
- ・ 受水槽協議申請書
- ・ 直結スプリンクラー協議申請書
- ・ 使用水量の認定申請書
- ・ 受水槽清掃用臨時給水申込書
- ・ 開発地給水証明申請書
- ・ 開発地給水申請書

問い合わせ先

広島県水道広域連合企業団
廿日市事務所 工務維持課 給水係
電 話 0829-32-5294
F A X 0829-31-2575